

上尾市農業委員会告示第14号

上尾市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

上尾市農業委員会会長 市村英一

上尾市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する告示

上尾市農業委員会事務局処務規程（昭和47年上尾市農業委員会公示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の表参与の項を削り、同表副参事の項中「同上」を「上司の命を受け、特に指定された事務局の事務を掌理する。」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、事務局に一会計年度を超えない範囲内で置く非常勤の職として、業務補助員を置き、その職務は、上司の命を受け、当該事務又は技術を補助することとする。

3 前項に規定する職は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（別表第1において「会計年度任用職員」という。）をもって充てる。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

事項	局長	次長
1 庶務に関する事項		
(1) 公簿を閲覧させること。		○
(2) 公簿による証明をすること。		○
(3) 公簿によらない証明をすること。	重要なもの	軽易なもの
(4) 国、県又は市以外の者が行う表彰の被表彰者を推薦すること。	○	
(5) 国又は県支出金の申請書及び実績報告書を提出すること。	○	
(6) 戸籍、除籍及び附票の謄抄本並びに住民票の写しを請求すること。		○
(7) 不動産登記簿の閲覧又はその謄本等		○

を請求すること。		
(8) 告示をすること。	○	
(9) 通知、督促、請求、申請、申込み、届出、照会、依頼、回答、報告、意見の具申、進達等をする事。	○	○
(10) 通知書、督促状、請求書、申請書、届出書、照会書、依頼書、回答書、異議申立書等を受理すること。		○
(11) 保管文書の保存又は廃棄を決定すること。		○
2 事務分掌及び服務に関する事項		
(1) リーダー又はサブリーダーとなる職員を指名すること。		○
(2) 所属職員の事務の分担を決定すること。		○
(3) 上尾市職員研修規程（昭和51年上尾市訓令第3号）第17条に規定する研修を企画実施すること。	○	
(4) 年次休暇及び特別休暇（上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年上尾市条例第15号。以下「勤務時間条例」という。）第14条第2項第3号及び第19号に規定するものを除く。）を承認すること。		
ア 副参事及び次長	○	
イ 主席主幹以下の職及び会計年度任用職員の職にある者		○
(5) 所属職員の時間外勤務命令をすること。		○
(6) 勤務時間条例第8条の2第1項（同条第4項において準用する場合及び上		

尾市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和２年上尾市規則第４８号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第８条においてその例による場合を含む。）の規定による深夜勤務の制限を承認すること。

ア 副参事及び次長

○

イ 主席主幹以下の職及び会計年度任用職員の職にある者

○

(7) 所属職員について、勤務時間条例第８条の２第２項及び第３項（同条第４項において準用する場合及び会計年度任用職員勤務時間規則第８条においてその例による場合を含む。）の規定による時間外勤務の制限を承認すること。

○

(8) 出張命令をすること。

ア 副参事及び次長

○

イ 主席主幹以下の職及び会計年度任用職員の職にある者

○

(9) 次に掲げる会計年度任用職員の任免、服務等に関すること。

ア 会計年度任用職員を任用すること。

○

イ 会計年度任用職員の退職を承認すること。

○

ウ 通勤手当及び通勤に要する費用弁償の受給資格を認定すること。

○

エ 会計年度任用職員勤務時間規則第１４条第２項の規定による病気休暇

○

<p>を承認すること。</p>		
<p>オ 介護休暇及び介護時間を承認すること。</p>		○
<p>カ 会計年度任用職員勤務時間規則第5条の規定による週休日の振替及び会計年度任用職員勤務時間規則第10条においてその例によるものとされた勤務時間条例第10条第1項の規定による代休日の指定をすること。</p>		○
<p>キ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）により育児休業及びその期間の延長並びに部分休業を承認し、又は当該承認を取り消すこと。</p>		○
<p>ク 地方公務員法第28条第2項第1号の規定に該当する者として休職すること。</p>	○	
<p>ケ 身分、給与、在職その他の証明をすること。</p>		○
<p>コ 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和30年上尾市条例第16号）第2条の規定により職務に専念する義務を免除すること。</p>		○
<p>(10) 勤務時間条例第5条の規定による週休日の振替及び半日勤務時間の割振変更をすること並びに勤務時間条例第8条の3第1項の規定による時間外勤務代休時間の指定及び勤務時間条例第10条第1項の規定による代休日の指定をすること。</p>		

ア 副参事及び次長	○	
イ 主席主幹以下の職にある者		○
3 情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事項		
(1) 行政文書の公開決定等を行うこと。		○
(2) 個人情報の開示決定等及び訂正決定等を行うこと		○
4 行政手続法（平成5年法律第88号） その他の法律、埼玉県行政手続条例（平成7年埼玉県条例第65号）及び上尾市行政手続条例（平成10年上尾市条例第4号）に基づく行政手続に関する事項		
(1) 審査基準（重要な事項に係るものを除く。）を定め、及び公にすること。	○	
(2) 標準処理期間を定め、及び公にすること。	○	
(3) 処分基準（重要な事項に係るものを除く。）を定め、及び公にすること。	○	
(4) 不利益処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執ること。	○	

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の上尾市農業委員会事務局処務規程の規定は、この告示の施行の日以後に生じる事案に係る専決について適用し、同日前に生じた事案に係る専決については、なお従前の例による。